

広報媒体への広告掲載基準

江津市広報媒体への有料広告の掲載に関する要綱（平成 20 年江津市告示第号。以下「掲載要綱」という。）第 3 条に規定する掲載基準は、下記のとおりとし、各項目に合致する内容の広告は、江津市の有する広報媒体に原則として掲載等できないものとする。

記

1 掲載基準の詳細

(1) 広告全般について

- ① 市広報媒体等を訂正又は否定する広告
- ② 品位を損なう広告又は紙面の調和を破る広告
- ③ 広告の主体及び責任の所在の不明確な広告
- ④ 広告の目的が不明、内容説明のあいまいな広告、又は暗号と思われる表現、記号若しくは符号のみで表示した広告
- ⑤ 編集記事と誤認される広告、又は市行政が推奨しているかのような誤解を与える広告
- ⑥ 市行政の業務の遂行に不利益を及ぼすおそれのある広告
- ⑦ 係争中の問題についての広告
- ⑧ 最高・最大級の表現、他と比較・引用して優位・真実性を表現する広告で、それを証明する科学的根拠を明らかにできないもの

(2) 医療に関するもので、次の事項に合致する広告

- ① 「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）」（病院、診療所、助産所の広告）、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）」（あん摩、はり、きゅうの広告）、「柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）」（接骨施術所の広告）及び「医師法（昭和 23 年法律第 201 号）」（電気、光線、放射線療法など医業類似行為の広告）に違反する広告

(3) 薬事に関するもので、次の事項に合致する広告

- ① 「薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）」、「薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）」及び「医薬品等適正広告基準（昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号厚生省薬務局長通知）」（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、医療用具類

似品、漢方薬などの広告)に違反する広告

- (4) 風紀に関するもので、次の事項に合致する広告
 - ① 青少年の健全な育成に害を与えるおそれのあるものなど社会の良風美俗を乱す広告
 - ② 社会道徳、社会秩序に反する広告
 - ③ 内容のわいせつな広告
- (5) 残酷非道な内容の広告
- (6) 犯罪を肯定、美化する広告
- (7) 男女の通信や交際に関するもので、次の事項に合致する広告
 - ① 売春などの勧誘、あっせんのおそれのあるもの、その他風俗上好ましくない広告
 - ② 求嫁(結婚、養子稼組など)及び乳幼児養育の広告
 - ③ 結婚相談や紹介、男女交際紹介に関する広告
- (8) 政治及び政治活動に関する広告
- (9) 非科学、宗教に関するもので、次の事項に合致する広告
 - ① 非科学的治療、宗教的治療の広告
 - ② 加持、祈祷など迷信に類する広告
 - ③ 易断、占、催眠術などの広告
- (10) 経済に関するもので、次の事項に合致する広告
 - ① 貸金に関する広告
 - ② 出資及び出資を求める広告
 - ③ 債権の取り立て、示談などを内容とする広告
 - ④ 売買、担保、譲渡などに関する広告で、法規、約款などで禁止されているもの
 - ⑤ 手形、小切手などの無効広告で除権判決の確定していない広告
 - ⑥ 「割賦販売法(昭和36年法律第159号)」に反する割賦販売や分割前金払の広告
 - ⑦ 商品先物取引の営業広告
 - ⑧ 銀行、信託会社、その他政令で定められた金融機関、証券業の認可のある

もの以外による有価証券売買に関する広告

- ⑨ 都道府県知事の許可のない募金広告
- (11) 人事に関するもので、次の事項に合致する広告
 - ① 「職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）」、「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）」、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」及び「道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）」など関係法規に違反する広告
 - ② 厚生労働省の定める「労働者募集業務取扱要領」によらない中学校及び高等学校在学学生、新卒業者の募集広告
 - ③ 尋ね人に関する広告で、事実関係の確認のとれないもの
- (12) 通信販売、通信教育に関する広告
- (13) 代理店、特約店などの募集広告で、ネズミ講式商法に関する広告
- (14) 通信による筆耕内職、サイドビジネスとしてのリース業の広告
- (15) 「薬事法」及び「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）」による許可のない飲食料品や薬の広告
- (16) 職業の紹介、あっせん、仲介となるおそれのある広告
- (17) 学校、養成所、講習会に関するもので、次の事項に合致する広告
 - ① 学校（学校、各種学校、準各種学校）の広告で、「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）」によらないもの
 - ② 職業紹介、あっせん、仲介のおそれがあるもの、又は、養成後、将来を約束するような内容表示のあるもの
 - ③ 合格率、就職率などの実績を表示し、将来を確約するようなもの
- (18) 懸賞・不当景品及び不当表示に関するもので、次の事項に合致する広告
 - ① 不当表示の広告
 - ② 二重価格表示で、その比較対照価格が市価、定価（希望小売価格）、旧価格のいずれかであることを明示していないもの
 - ③ 二重価格表示された商品等が、中古品、汚れ物、キズ物、半端物、旧型、旧式等である場合に、その旨を明示していないもの
 - ④ 二重価格表示を割引率、割引額で表示する場合、その旨を明示していないもの

(19) 不動産に関する広告

(20) その他の事項に関するもので、次の事項に合致する広告

- ① 旅行あっせん（国外留学、研修なども含む）、旅行会及びその会員募集の広告で、「旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）」による登録を受けていないもの、又は、旅行業務をこれらに委託していないもの

附 則

この基準は、江津市広報媒体への有料広告の掲載に関する要綱の公布の日から施行する。